

工事入札における最低制限価格等の算定基準見直しについて

区では、競争入札による工事請負契約の発注にあたって、最低制限価格制度または低入札価格調査制度を活用し、適正価格での契約による工事品質の確保に取り組んでいる。今回、こうした取り組みを強化・徹底することを目的として、最低制限価格制度の最低制限価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格（以下、「最低制限価格等」という。）の算定基準を、国と同様の仕組みに見直し、これに基づいた入札を試行的に実施することとする。

1. 見直しの目的

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」および「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の法趣旨を踏まえ、工事入札にあたって設定する最低制限価格等を引き上げ、過度な低価格競争の防止を図る。

これにより、公共工事に従事する者の労働条件の悪化や安全対策の不徹底、下請業者へのしわ寄せ等を防止し、地域インフラ工事の担い手育成・確保、建設業の健全な発展を実現するとともに、公共工事施工の品質確保を図る。

2. 見直しの内容

最低制限価格等の算定基準を、以下の通り、国と同様のものとする。

(1) 最低制限価格制度における最低制限価格

現在の算定基準		試行する算定基準
非公表	⇒	予定価格の 7/10～9/10 の範囲内で、 下記(ア)～(エ)の合計額（×1.08） (ア) 直接工事費の 95% (イ) 共通仮設費の 90% (ウ) 現場管理費の 90% (エ) 一般管理費の 55%

(2) 低入札価格調査制度における調査基準価格

現在の算定基準		試行する算定基準
予定価格の 2/3～8/10	⇒	予定価格の 7/10～9/10 の範囲内で、 下記(ア)～(エ)の合計額（×1.08） (ア) 直接工事費の 95% (イ) 共通仮設費の 90% (ウ) 現場管理費の 90% (エ) 一般管理費の 55%

3. 試行の方法

(1) 試行対象案件工事の指定

平成28年度第二四半期以降の発注工事から10件程度を試行対象案件工事として指定する。

指定した案件工事につき、最低制限価格等の算定基準を公表し、入札を実施する。

(2) 効果の検証

落札率や入札額の分布、工事成績等への影響を比較検証し、平成29年度以降順次本格導入を進めていく。

4. 今後のスケジュール

平成28年5月 試行対象案件工事の指定（事業者への周知）

7月 試行実施

平成29年3月 検証結果の公表